

2020年代に向けた情報通信政策の在り方

- 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて -

答申(案)に対する意見及びこれに対する考え方(案) 概要

1. 概要

- 意見募集期間:平成26年10月21日～同年11月19日
- 意見提出者数:計71者(法人・団体 54者、個人17者) 複数者の連名は一者として計上。

2. 意見提出者(提出順)

【法人・団体(54者)】

1	遠州パソコン寺子屋	9	オプティム	17	UQ コミュニケーションズ	25	北陸通信ネットワーク	33	日本電信電話	41	STNet	49	ソフトバンクBB
2	法人・団体 (匿名希望)	10	法人・団体 (匿名希望)	18	第一興商	26	ソネット	34	九州通信 ネットワーク	42	ジュピターテレコム		ソフトバンクテレコム
3	ミライト・ テクノロジーズ	11	DSL事業者協議会	19	日本通信	27	つうけん	35	東北インテリジェント 通信	43	ケイ・オプティコム		ソフトバンクモバイル
4	USEN	12	コミュニティ ネットワークセンター	20	キューアンドエー	28	ワイモバイル	36	北海道総合通信網	44	東日本電信電話	50	西日本電信電話
5	エネルギー・ コミュニケーションズ	13	テレコムサービス協会	21	ディー・キュービック	29	NTTドコモ	37	西部電気工業	45	楽天	51	KDDI
6	通信産業労働組合	14	日本コムシス	22	アークパワー	30	Wireless City Planning	38	イーフロー	46	日本 ケーブルテレビ連盟	52	情報通信ネットワーク 産業協会
7	NDS	15	ミライト	23	HORIZON ARCHITECT	31	アルテリア・ ネットワークス	39	朝日ネット	47	新経済連盟	53	日本インターネット プロバイダー協会
8	情報処理学会	16	情報通信 エンジニアリング協会	24	フュージョン・ コミュニケーションズ	32	協和エクシオ	40	エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ	48	電気通信事業者協会	54	KVH

【個人 (17者)】

答申(案)に対する主な意見及びこれに対する考え方(案)

はじめに / 1. 検討に当たっての基本的な考え方

2. 2020年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿

主な意見	考え方(案)
<p>答申(案)全体を通じ賛同。今後の実施に期待。公平・公正な競争環境の整備を望む。 (情報処理学会、テレコムサービス協会、STNet、情報通信ネットワーク産業協会)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>様々な課題解決のためのICTが重要であり、総務省だけでなく全省庁あげて早急に取り組むべき。 (遠州パソコン寺子屋、個人)</p>	<p>我が国が抱える様々な課題解決に向けたツールの1つとしてICTが有効であると考えており、答申(案)では、経済の活性化・効率化、社会的課題の解決、安心・安全の実現、地域の活性化等、ICTの役割を整理し、こうした役割を最大限に発揮できるようなICT基盤を目指すための取組を提言している。 また、世界最高水準のIT社会の実現のためには、ICT基盤の普及・発展とともに、ICTの利活用推進に向けた取組が重要と考える。これらについては、政府の各種会議において検討が進められ、政府全体として取組を推進しているところである。</p>
<p>ICTにおける情報量の増大だけを目指すのではなく、環境への負荷の軽減と利便性の向上を目指すべき。 (情報処理学会、個人)</p>	<p>ICTそのものやICTの利活用による環境への負荷の軽減は重要であると認識している。答申(案)においても、スマートコミュニティによる省エネ化や機器の省電力化等によるICTのエネルギー問題への貢献を記載しているところであるが、ICTの役割として環境負荷の軽減への貢献があることを明確化するため、その旨を答申(案)に追記することとする。</p>
<p>世界最高レベルの情報通信が、「世界をリードし、日本に世界が続く」ようにするため、国際協調を推し進めるべき。 (個人)</p>	<p>国際化・グローバル化が進展する中、国際・グローバル展開による我が国のICT産業やICTを利活用する産業の更なる発展や、ICTサービスを利用する訪日外国人の増加が期待されており、国際的な協調を推進することは重要と考える。 2020年代に向けて我が国が目指すべきICT基盤についても、国際的な協調を推進しつつ実現されることが望ましいため、その旨を答申(案)に追記することとする。</p>
<p>ケーブルテレビ事業者は、独自のインフラによる事業展開を進め、ICTのダイバーシティの一翼を担っている。2020年代に向けて、地域のニーズに応えながら地域の公共福祉の増進に寄与していく視点が重要。 (日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>2020年代に向け、ICTは、地域経済の活性化や生活支援の充実など、地域活性化のために重要な役割を果たしていくものと考えている。 ケーブルテレビ・電力系の電気通信事業者等の多様なプレーヤーによる設備競争を通じてICT基盤が維持・発展し、人口減少や過疎化が進む地域においてもニーズに応じた多様なICTサービスが提供されることにより、地方の創生にも資することが期待されるため、その旨を答申(案)に追記することとする。</p>

(2) 固定通信市場における禁止行為規制の見直し

主な意見	考え方(案)
<p>固定通信市場の禁止行為規制の維持に賛同。 (エネルギア・コミュニケーションズ、北陸通信ネットワーク、ソネット、ワイモバイル、九州通信ネットワーク、東北インテリジェント通信、北海道総合通信網、STNet、ケイ・オプティコム、日本ケーブルテレビ連盟、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、KDDI)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>固定通信市場においても、将来的には、移動通信市場の場合と同様、禁止行為規制の緩和・撤廃を検討すべき。 (東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	<p>固定通信市場については、第一種指定電気通信設備のボトルネック性がもたらすより大きな市場支配力に対する規律であり、市場シェアを考慮して対象の電気通信事業者を指定する移動通信市場における市場支配力とは異なる。したがって、固定通信市場においては、市場環境等の変化を踏まえつつ、第一種指定電気通信設備のボトルネック性がもたらすより大きな市場支配力に対して適切な規律を維持することが適当と考える。</p>

(3) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し

主な意見	考え方(案)
<p>移動通信市場における自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止することに賛同。</p> <p>(テレコムサービス協会、ワイモバイル、STNet、ケイ・オプティコム、日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>移動通信市場における不当な優先的取扱い等の禁止の緩和に賛同。ただし、自己の関係事業者の定義については、他の電気通信事業者との連携に当たって支障がないように対処すべき。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>「自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等」については、近年のグループ化・寡占化の進展も踏まえれば、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが引き続き否定できないと考えられ、この観点から、「自己の関係事業者」に対する不当な優先的取扱い等について、引き続き禁止することが適切と考える。</p> <p>「自己の関係事業者」に該当する事業者の定義については、総務省において、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」における定義も踏まえた上で、具体的に検討することが適切と考える。</p>
<p>移動通信市場における不当な優先的取扱い等の禁止の緩和に反対。</p> <p>(UQコミュニケーションズ、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、KDDI)</p>	<p>自己の関係事業者以外の異業種を含む電気通信事業者との連携がひとたび行われると著しく大きく看過し得ない程の弊害が生じるおそれがあるとまでは言い切れず、イノベーションを促進し新たな付加価値をもたらすことへの期待や、異業種との連携を加速させる観点から、緩和する方向で見直すことが適切と考える。</p>
<p>移動通信市場における不当な規律・干渉の禁止の撤廃に賛同。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>移動通信市場における不当な規律・干渉の禁止の撤廃に反対。</p> <p>(UQコミュニケーションズ、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、KDDI、個人)</p>	<p>不当な規律・干渉の禁止については、グローバル企業の伸張等により、端末設備の購買力等の影響力が相対的に低下していること等を踏まえ、ひとたびこのような規律・干渉が行われたとしても、弊害が著しく看過できないものとなるおそれがあるとまではいえない状況にあると考えられるため、撤廃する方向で見直すことが適切と考える。</p>

主な意見	考え方(案)
<p>サービス卸の提供が新サービス創出、経済成長への寄与等も期待できる新たな取組との評価に賛同。なお、ビジネスの自由度や柔軟性が確保できるよう環境整備を要望。 (USEN、NTTドコモ、日本電信電話、東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>適正性・公平性・透明性を十分に確保することが必要であり、相対取引禁止等適切な規律を導入すべき。また、サービス卸の料金等を公表すべき。 (エネルギー・コミュニケーションズ、DSL事業者協議会、コミュニティネットワークセンター、テレコムサービス協会、北陸通信ネットワーク、ワイモバイル、九州通信ネットワーク、東北インテリジェント通信、北海道総合通信網、STNet、ジュピターテレコム、ケイ・オプティコム、日本ケーブルテレビ連盟、新経済連盟、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、KDDI、日本インターネットプロバイダー協会、KVH、個人)</p>	<p>サービス卸に関する公正競争確保の在り方については、答申(案)において、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする観点から、当事者間の合意があれば、相対契約が認められているという現行制度の趣旨を踏まえつつ、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当としており、答申(案)の考え方に沿って総務省において検証の仕組みを含め具体的な仕組みの検討が行われることが適当と考える。</p> <p>サービス卸の料金等の公表については、料金等を公表することは重要なビジネスモデルまで公表することと同じであり、事業者が敬遠してしまいイノベーションが達成されないという意見がある一方で、事前に料金等を確認できれば新しいサービスに関する思い切った計画や投資が可能となるため、決してイノベーションを阻害するものではなく、むしろそれは促進する効果があるという意見もあり、これらの意見は、一定の透明性の確保に係る仕組みについての総務省の検討の中で考慮されるものと考える。</p>
<p>サービス卸の提供に関する規制については、最低限とすべき。また、卸料金等は非公表とすべき。 (USEN、オプティム、日本コムシス、第一興商、キューアンドエー、ディー・キュービック、アークパワー、HRIZON ARCHITECT、つうけん、協和エクシオ、イーフロー、朝日ネット、法人・団体(匿名希望、))</p>	

主な意見	考え方(案)
<p>キャッシュバックに対して実効性のある監視及び検証を行う体制を導入すべき。 (コミュニティネットワークセンター、フュージョン・コミュニケーションズ、九州通信ネットワーク、STNet、日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>キャッシュバックに関する御意見については、移動通信事業者がサービス卸の提供を受けてFTTHサービスと移動通信サービスをセットで割引くこと(セット割引)が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがあると考えられる。</p>
<p>セット割引に対する具体的な事前措置を講ずべき。 (DSL事業者協議会、九州通信ネットワーク、STNet、日本ケーブルテレビ連盟、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、KDDI、個人)</p>	<p>また、セット割引に関する御意見については、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けてFTTHサービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。</p> <p>答申(案)では、これらの点に留意し、必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当としており、提出された意見も参考にしつつ、答申(案)の考え方に沿って総務省において具体的な検討が行われることが適当と考える。</p>

(1) 主要事業者のグループ化に関する規律の導入

主な意見	考え方(案)
<p>グループ化に関する規律の導入に賛同。 (テレコムサービス協会、NTTドコモ、九州通信ネットワーク、ケイ・オプティコム、個人)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>既に競争が十分に機能していること等から、グループ化に関する新たな規律の導入に反対。 (UQコミュニケーションズ、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、KDDI)</p>	<p>事業主体が実質的に3グループに収れんし、各社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている状況にあること等を踏まえれば、設備設置事業者のグループ化による更なる寡占化を防止し、設備設置事業者によるサービスの多様化・料金の低廉化の実現や、積極的な投資の維持・促進を図る観点から主要事業者のグループ化に関する規律を導入することが適当と考える。</p>

(2) グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し

主な意見	考え方(案)
<p>グループ経営を踏まえた非対称規制の見直しに賛同。 (テレコムサービス協会、NTTドコモ)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>シェアが低く規模の小さい事業者については、追加的な規制は課すべきでない。 (ワイモバイル)</p>	<p>移動通信市場における非対称規制は、一定以上の端末シェアや収益シェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性や市場支配力を背景に、不当な競争を引き起こすおそれがあることに鑑み設けられたものであり、例えば、ネットワークが別々に構築されていることにより規模の小さい事業者にとって交渉上の優位性が高まらない場合などには、その規模に比して過剰な規制となる可能性があることも踏まえ、適用される規律が公正競争確保のために必要最小限度なものとなるよう、総務省において、適切な制度設計を行うことが適当と考える。</p>
<p>シェアが相当程度低く規模の小さい事業者について、シェアのみをもって異なる規律を適用すべきでない。 (ケイ・オプティコム)</p>	
<p>小規模事業者が同一グループ内の事業者の市場支配力等を背景に相手方に圧力をかけることは考えにくいいため、グループ経営を踏まえた非対称規制の見直しに反対。 (ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、KDDI)</p>	<p>近年、複数のMNOのグループ化が進展し、各グループ内において、携帯電話、BWA等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展するなど、グループとして一体的に経営している状況にあり、シェアの高い事業者と低い事業者との一体的な市場支配力の濫用等が行われ、MVNO等の主要なグループ以外の事業者の事業展開を阻害するおそれが生じてきていることに鑑みれば、規制の目的に応じて「グループ」の概念を導入し、市場の実態に合致した制度とすることが適当と考える。</p>

(3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保

主な意見	考え方(案)
<p>同一グループ内外での取引の公平性の確保のための仕組みの導入に賛同。 (テレコムサービス協会、北陸通信ネットワーク、ソネット、ケイ・オプティコム)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>同一グループ内外での取引の公平性の確保のための仕組みの導入について、過度な負担を強いること等がないよう制度設計において考慮すべき。 (ワイモバイル、NTTドコモ)</p>	<p>卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、問題が生じた場合に業務改善命令を発動すること等によって担保されている。このような中で、卸電気通信役務等の相対取引による事業者の同一グループ内での「電波利用の連携」等が拡大している状況を踏まえれば、事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するためには、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入すること等により、規制の実効性を高めることが適当と考える。</p> <p>当該仕組みの導入に当たっては、卸電気通信役務等の取引の実態等を踏まえ、また、自由な事業展開を阻害しないという観点から、過度な規制とならないよう留意しつつ、総務省において具体的な検討を行うことが適当と考える。</p>
<p>自由な事業展開を阻害することになるため、同一グループ内外での取引の公平性の確保のための仕組みの導入に反対。 (UQコミュニケーションズ、Wireless City Planning、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、KDDI)</p>	

(1) MVNOの更なる普及促進のための環境整備

主な意見	考え方(案)
<p>二種指定設備制度に関する規定を整備することに賛同。 (テレコムサービス協会、ケイ・オプティコム)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>MVNOにとって複数のMNOからサービス提供者を選択することが可能であり、アンバンドルに関する事業者間協議で問題は顕在化していない等のため、二種指定設備制度について新たな規制の導入は不要。 (ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、KDDI)</p>	<p>現在では、パケット通信に係る機能のように二種指定事業者が一方的に設備を貸し出す機能の利用が増加し、さらに、事業者によってはこのような機能の開放が実現されない不透明な時期も存在した。したがって、全ての二種指定事業者が開放すべき基本的な機能については、今後とも迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当と考える。</p>
<p>HLR/HSS機能のアンバンドル、MVNO独自のSIMの発行、MVNOへの電気通信番号の割当て、MVNOによる高い自由度を持った音声サービスの提供等の実現に向けた取組を促進することに賛同。 (テレコムサービス協会、ソネット、ケイ・オプティコム、日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>MVNO独自のSIMの発行やMVNOによるHLR/HSSの保有、MVNOへの電気通信番号の割当てが可能となるよう制度整備すべき。 (日本通信、フュージョン・コミュニケーションズ、楽天、新経済連盟)</p>	<p>現時点では、MVNO独自のSIMの発行やMVNOによるHLR/HSSの保有に関する事業者間協議が十分に行われておらず、技術的可能性や経済的負担等について明らかになっていない状況であると考え。そのため、まずは要望するMVNOと二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、事業者間協議の状況も踏まえて、今後、MVNOが保有するHLR/HSSをMNOの移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討するとともに、技術的な課題等の解決に向けた事業者間協議の状況等を踏まえつつ、携帯電話番号をMVNOへ直接割り当てるかどうか検討することが適当と考える。</p>

(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化とSIMロック解除の推進

主な意見	考え方(案)
<p>SIMロック解除の推進や多額の販売奨励金の適正化について賛同。 (テレコムサービス協会、日本通信、ソネット、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>販売奨励金等については、事業者による自主的な適正化に委ねるのではなく、上限値を定める等の規制を設けるべき。 (ワイモバイル、九州通信ネットワーク)</p>	<p>販売奨励金そのものは商慣行として否定されるものではなく、また、「ICTサービス安心・安全研究会」のヒアリング等において自主的な取組を実施していく方針が各事業者から示されたことを踏まえ、まずは端末と通信サービスの分離等の競争環境の整備を通じて、事業者による自主的な適正化を促すことが適当と考える。</p>
<p>既に市場でSIMフリー端末が容易に入手可能な環境を踏まえると、利用者の求めに応じてSIMロックを解除するか否かについては事業者の判断に委ねるべき。 (ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、KDDI)</p>	<p>SIMロックは、利用者の過度な囲い込みを通じて利用者の利便性や適正な競争を損なうことが問題として指摘されており、こうした問題は端末購入時に端末メーカー等がSIMフリー端末の選択肢を用意することにより解消されるものではないため、電気通信事業者は利用者の求めに応じてSIMロック端末のロック解除に応じることが適当と考える。</p>

(3) 低廉で多様な利用者料金の実現

主な意見	考え方(案)
<p>料金プランの多様性や必要性は事業者の判断であり、料金に関する新たな規制や報告は不要。 (ワイモバイル、NTTドコモ、ケイ・オプティコム、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、KDDI)</p>	<p>料金プランの多様化については、一義的には公正競争の促進を通じてその実現を図るべきものである。しかし、電波の有限希少性等を背景として、移動通信市場が主要3グループによる寡占状態にある中、携帯電話事業者のデータ通信の料金プランが従来7GBを上限とするものを中心に画一化され、平均的な利用実態から大きく離れていたことを踏まえ、利用者利益の確保の観点から、その是正策を答申(案)で提言したものである。</p>

(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方

主な意見	考え方(案)
<p>接続料の算定方法を含む接続制度の在り方について、接続政策委員会において専門的な知見に基づく検討に着手することに賛同。 (DSL事業者協議会、ソネット、ワイモバイル、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、KVH)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の検討に当たっては、「設備投資インセンティブへの配慮」について十分留意すべき。 (STNet)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。 なお、加入光ファイバに係る接続制度の在り方の検討は、設備投資インセンティブに配慮しつつ行うことが適当であり、御意見については接続政策委員会における検討の参考とすることが適当と考える。</p>
<p>光ファイバを自前設置したり、NTT東西から借りて事業展開している事業者が存在しており、競争事業者がNTT東西と同等の競争条件で事業展開できる環境は既に整っている。また、競争事業者による光ファイバの利用環境の整備に対して出来ることは全て実施しており、分岐単位接続料を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直しといった新たな競争ルールを導入することは不要。 (ミライト・テクノロジーズ、NDS、日本コムシス、ミライト、情報通信エンジニアリング協会、協和エクシオ、東北インテリジェント通信、西部電気工業、東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	<p>FTTH市場では、NTT東西の加入光ファイバを利用してFTTHサービスを提供しようとする事業者にとって参入障壁が高いという指摘がある一方、事業者間の競争を促進することで伸び悩む利用率の向上を図ることが必要である。 分岐単位接続料の設定の適否について調査・審議した情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成24年3月)では、NTT東西から光配線区画について「見直しの方向性」等が示されたことを踏まえ、分岐単位接続料の設定といった措置を講ずるのではなく、「NTT東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当」との提言が行われた経緯があるが、その後の取組は十分に進んでいない状況にある。 こうした状況を踏まえ、答申(案)では、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について検討に着手することが適当としているものである。 なお、答申(案)における「より専門的な知見に基づく検討」は、分岐単位接続料の導入を前提としたものではなく、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について議論することを提言したものである。</p>

(1) 説明義務等の在り方

主な意見	考え方(案)
<p>適合性の原則の制度化に当たっては、適合性の原則を踏まえるべき利用者について明確な基準を設けるなど、実際の運用を見据えた詳細な検討が必要。 (ワイモバイル)</p>	<p>制度化に当たっては、総務省がガイドライン等において望ましい行為等を例示することが適当と考える。 説明に当たって、特に配慮が必要と認められる利用者以外の利用者については、例えば、その利用者からの希望等に応じ、電気通信サービスの基礎的な部分に係る説明を不要とする等により、利用者の負担にも対応することが適当と考える。</p>

(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方

主な意見	考え方(案)
<p>販売形態を問わずに初期契約解除ルールを導入すべき。 (日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>初期契約解除ルールの導入について、顧客が自らの意思に基づき事業者等に申し込む場合や、店舗販売・通信販売の場合は対象外とすべき。 (ワイモバイル、NTTドコモ、東日本電信電話、電気通信事業者協会、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、西日本電信電話、KDDI)</p>	<p>初期契約解除ルールは、契約の複雑性や使ってみなければ品質が分からないサービスの特性を踏まえて導入が求められるものであり、販売形態によらずに導入することが適当と考える。ただし、対象となる具体的なサービスについては、引き続き総務省において検討することが必要と考える。</p>
<p>事業者の自主的な取組による成果が十分に確認されない場合には、端末等を初期契約解除ルールの対象とすることの検討が必要。 (ケイ・オブティコム)</p>	<p>端末等の物品に関する初期契約解除ルールの取扱いについては、主要事業者で試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、SIMロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することが適当と考える。</p>
<p>店舗販売における端末等に係る制度化は将来にわたって行うべきでない。 (ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル)</p>	<p>端末等の物品に係る制度化を行わないこと等に起因する苦情・相談が発生した場合には、事業者、代理店が苦情・相談等の減少に自主的に取り組むことを期待し、その効果等を「ICTサービス安心・安全研究会」等の場において注視し、仮に、そうした取組では十分でないということになった場合には、制度的措置の検討を改めて行うことが適当と考える。</p>

(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方(続き)

主な意見	考え方(案)
<p>期間拘束付契約に自動更新がセットになっていることの是非については、セットであることにより料金プランの割引があるため、顧客の利便性の観点から慎重な検討が必要。 (NTTドコモ)</p>	<p>「ICTサービス安心・安全研究会」においては、利用者が料金割引のために契約期間に拘束があるプランを選択している場合には、一律に契約解除料が発生するため、契約を解約することが実質的に制限されてしまい、利用者の視点から問題ではないかとの強い指摘があったところであり、期間拘束付契約に自動更新がセットになっていることや、更新月以外に解約する場合には一律の契約解除料が発生すること等を踏まえた更なる取組について、同研究会等の場で検証し、必要に応じ、更なる対応について検討を行うことが適当と考える。</p>

(4) 苦情・相談処理体制の在り方

主な意見	考え方(案)
<p>苦情・相談に対する体制を業界横断的に整備することにより、苦情・相談の実態把握・分析、自主基準策定、効果的施策を実施するため、電気通信事業者協会において、苦情・相談の分析等に特化した検討部会の新設を速やかに行う方向で検討を進めている。 (ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル)</p>	<p>御意見のとおり、代理店を含め業界横断的に苦情・相談の分析を行い、適切な対応につなげることは非常に重要と考える。</p>

(2) ICT基盤の整備及び支援の在り方

主な意見	考え方(案)
<p>補助金の活用による未整備地域の推進に賛同。 (北海道総合通信網、北陸通信ネットワーク、ケイ・オプティコム)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>超高速ブロードバンドを含むICT基盤の整備は、特定のアクセス手段に限定せず、多様な手段により実現すべき。 (東日本電信電話、西日本電信電話、KDDI)</p>	<p>移動系超高速ブロードバンドのサービスエリア拡大等により、未整備地域におけるニーズも変化が生じつつあることから、地域におけるニーズを的確に把握しつつ、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備に向けた取組を進めることが適当と考える。</p>

(3) ユニバーサルサービス制度の在り方

主な意見	考え方(案)
<p>携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことに賛同。 (通信産業労働組合、東北インテリジェント通信、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>もはや固定電話が「国民生活に不可欠なサービス」と言えなくなると考えており、今後のユニバーサルサービスとなる対象サービス、提供手段、提供事業者等について、技術中立的かつコストミニマムな観点で、国民的な議論・見直し検討を早急にお願 いしたい。 (東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	<p>固定電話については、携帯電話などの多様なサービスの普及によりその利用が減少しているものの、高齢者等のライフラインとして、また、災害時等の非常時の通信手段として重要であることから、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当と考える。 また、ユニバーサルサービスの対象となるサービス、地域、提供事業者、提供のための技術・費用負担の在り方等については、我が国の人口急減・超高齢化に直面していることを踏まえ、負担と受益の関係に留意しつつ検討を行うことが適当と考える。</p>
<p>ユニバーサルサービス制度をブロードバンドに拡大することを検討すべき。 (DSL事業者協議会、個人)</p>	<p>固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当と考える。</p>

主な意見	考え方(案)
「SAQ ² JAPAN Project」に沿った取組に賛同。 (エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ)	答申(案)に賛成の御意見として承る。
海外からの持込端末における国内発行SIMによる円滑な利用が可能となるよう、 確実な履行を求める 。 (ワイモバイル)	2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催を見据え、SAQ ² JAPAN Projectに沿って、訪日外国人のICT利用環境を整備するために必要な対応を検討していくことが 適当 と考える。

主な意見	考え方(案)
<p>2020年代に向けて、透明かつ明確なルールに基づく公正競争環境の確保が必要。また、市場の変化等を考慮した適時適切な対応が必要。 (ソネット、ワイモバイル、情報通信ネットワーク産業協会)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>新たな行政運営サイクルの確立に当たっては、過度な規制とならない制度設計とすべき。 (NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、東日本電信電話、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、西日本電信電話、KDDI)</p>	<p>市場環境が著しい速度で変化を遂げつつある情報通信分野においては、市場動向を適切に分析・検証して、不断に制度改善を図っていくとともに、各種規制をこれまで以上に適切に運用し、その実効性を担保することがますます重要になっており、そのための新たな行政運営サイクルを確立することが適当と考える。</p> <p>ただし、必要な情報の収集や、各事業者の業務の適正性のチェック等については、事業者の業務量の増加をもたらす可能性等もあることから、総務省においては、事業者の負担にも配慮した仕組みとすることが望ましい。</p> <p>御意見を踏まえ、制度設計に当たっては事業者に過度な負担とならないよう配慮すべき旨を答申(案)に追記することとする。</p>
<p>市場の評価を法令や政策に反映させるためには、評価過程の透明性の確保や、関係者による議論も含めた多角的な検証が必要。 (NTTドコモ、ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル、KDDI、個人)</p>	<p>市場動向の分析・検証等を含む適切な行政運営サイクルの確立に向けては、行政運営の予見性・透明性の確保が重要と認識しており、新たな行政運営サイクル全体として透明性の確保を図ることが適当と考える。</p> <p>具体的な市場動向の分析・検証に係る仕組みについては、総務省において検討することが適当であるが、その際には、行政運営の予見性・透明性の確保が重要であること及び分析・検証の基礎となる情報について営業秘密が含まれる場合があることの双方の観点を踏まえる必要があるため、答申(案)にその旨を追記することとする。</p>